

「上志津まちづくり協議会」規約

平成25年6月22日制定

「上志津まちづくり協議会」規約

第1章 総 則

【名 称】

第 1 条 本会は、「上志津まちづくり協議会」と称する。（以下“協議会”という）

【目 的】

第 2 条 上志津小学校区地域を活動の区域とし、自治運営の中心である住民の親睦、交流を深め、地域全体の絆がもてる事業を協議し、公共の利益のための活動を民主的に行い、心豊かで暮らせる活力に満ちた、まちづくりを行う事を目的とする。

【事務所】

第 3 条 協議会の事務所は、上志津小学校に置く。

【事 業】

第 4 条 協議会は第2条に掲げた目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 上志津小学校区地域の住民及び団体相互の交流、情報交換、文化事業推進に関する事。
- (2) 防犯、防災、安全に関する事。
- (3) 環境美化に関する事。
- (4) 地域住民に対する広報に関する事。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事。

2 事業を行うために必要な部会を設置する。

3 協議会は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第10条第3項に規定する活動について、これを行わない。

第2章 役員・理事及び組織構成

【構 成】

第 5 条 協議会は、「別表1」の団体をもって構成し、「別表2」の運営形態に基づき構成する。

【役員・理事】

第 6 条 協議会に次の役員及び監事を置く。

会 長		1 名
副 会 長		2 名
事 務 局 長		1 名
副 事 務 局 長		1 名
会 計		1 名
副 会 計		1 名
監 事		若干名

- 2 各参加団体において、原則として2名が理事として協議会に参画し、役員は理事の中から互選により選出し、総会において承認を受けるものとする。

【入・退会】

第 7 条 協議会に入会及び退会を希望する自治会・町内会・諸団体等は、書面により入・退会の申し入れを行う。

- 2 入・退会の申し入れがあった場合、理事会において、入・退会の承認を行う。

【任 務】

- 第 8 条
- ① 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
 - ② 副会長は、会長を補佐し会長に不測の事態があるときはこれを代行する。
 - ③ 事務局長は、協議会の運営に関する事務を行うとともに、関係機関等との連絡・調整を行う。
 - ④ 会計は、協議会の会計事務を行う。
 - ⑤ 監事は、協議会の運営及び会計を監査し、総会に報告する。
 - ⑥ 理事は、理事会に参加し、運営に関する協議を行う。

【任 期】

第 9 条 協議会役員及び理事の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。但し、補欠の役員及び理事の任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 議

【会 議】

第 10 条 協議会の会議は、総会・理事会・役員会・部会とし、内容は次の通りとする。

- (1) 総会は、次の事項について審議する。

- ア) 事業計画及び予算に関すること。
- イ) 事業報告及び決算に関すること。
- ウ) 役員等の人事に関すること。
- エ) 協議会の規約に関すること。
- オ) その他、協議会の重要な事項に関すること。

(2) 理事会は、次の事項について審議する。

- ア) 協議会の事業及び予算の執行状況に関すること。
- イ) 役員及び専門部会より提案された事項に関すること。
- ウ) その他、協議会の重要な事項に関すること。

(3) 役員会は、次の事項について審議する。

- ア) 総会及び理事会に提案する事項に関すること。
- イ) その他、協議会の運営に関すること。

(4) 専門部会は、各部において地域貢献のための事業を行う。

【総会】

第11条 総会は、協議会の最高意思決定機関として、役員及び理事及び専門部会の代表（部長・副部长）をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催するものとし、会長が必要と認めた時及び役員と理事の3分の1以上から請求があった時に、臨時総会を開催する。
- 3 総会は、構成する役員及び理事及び専門部の代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議案は、出席者の過半数の合意をもって決議する。
- 4 議長は、出席役員及び理事の中から推薦し、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 5 総会の議事は、議事録を作成し、保管する。

【理事会】

第12条 理事会は、役員及び理事で構成し、総会に次ぐ協議会の意思決定機関とする。

- 2 理事会は、原則として2か月に1回開催し、協議会の運営状況について協議する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 議長は、役員がこれを行う。

5 議事録は、事務局が作成する。

【役員会】

第13条 役員は、第6条第1項の役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、原則として月1回開催する。

3 議事録は、事務局が作成する。

【部会】

第14条 協議会は、事業の推進を図るため、必要に応じて部会を設ける。

2 部会の設置については、理事会で討議して総会に諮り決定するものとする。活動内容等については、各部会で立案し、理事会の承認を得る。

3 部会には、部長及び副部長を置く。部長、副部長は部会を代表し会務を統括する。

4 部長及び副部長の選出は、各部会において選出し、理事会の承認を得る。

第4章 会 計

【経費】

第15条 協議会の運営経費は、佐倉市からの補助金、及び、寄付金・会費、その他の収入等をもって充てる。

【会計年度】

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第17条 協議会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定めるものとする。

2 協議会の事業計画及び収支予算が、年度開始前に総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入及び支出をすることができるものとする。

【附則】

第1条 本規約は平成25年9月1日より施行する。

変更履歴

項番	日付	内容	備考
1	2013/6/22	制定	
2	2019/5/19	第6条 監事の人数を2名から若干名に変更	
3			
4			
5			
6			
7			